

別表六の二(十八)

「27」又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・	・	法人名	()
--------	---	---	-----	-----

各連結法人における計算	個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	連結所得の金額 (別表四の二「56の①」)	20	円									
		調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$			2		経営改善設備の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	21							
	当	取得価額の合計額 (別表六の二(十五)付表「9」の合計)	3	各	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	各								
			税額控除限度額 $(3) \times \frac{7}{100}$			4									
		法人税額基準額	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$		5	法		期	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十五)「7の⑨」)	26					
			個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(十)「8」)$		6										
			法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額)		7										
		分	当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額)		8	の		前	総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(十)「25」)$	28					
			調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(8)}{(25)}$		9				総調整前連結税額基準額の残額 (28)又は(28-(25))-(別表六の二(十)「32」)-(別表六の二(十九)「26」)	29					
			当期税額控除額 (8)-(9)		10				繰越税額 連結事業年度 (各連結法人の(39の①)の合計)	30					
	前	繰越税額控除限度超過額 (38の計)	11	計	算	分	税額超過構成額	年度	・	・	34				
		法人税額基準額	調整前連結税額基準額 $(29) \times \frac{(1)}{(22)}$									12	合	計	35
			個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(十)「8」)$									13			
			個別帰属額基準額の残額 (13)又は(13-(8))-(別表六の二(十)「16」)-(別表六の二(十九)「9」)									14			
		法人税額基準額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15									当期繰越税額控除額の合計額 (32)-(35)	36		
	当期繰越税額控除可能額 (11)と(15)のうち少ない金額)	16	法人税額の特別控除額の合計額 (27)+(36)	37											
	分	調整前連結税額超過構成額 $(33) \times \frac{(39の①)}{(30)} + (34) \times \frac{(39の②)}{(31)}$	17	各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	38	当期控除可能額	39	翌期繰越額 (38)-(39)	40				
			当期繰越税額控除額 (16)-(17)									18	計	(16)	外
		法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10)+(18)	19									当期分			
合計			合計										合計	合計	

「27」欄
 特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の4第2項」
 ② 「区分番号」欄：「10431」
 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額

「36」欄
 特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の4第3項」
 ② 「区分番号」欄：「10432」
 ③ 「適用額」欄：「36」欄の金額

別表六の二(十八) 平三十・四・一以後終了連結事業年度分